

兵庫県 県政改革方針

令和 6 年 3 月
兵 庫 県

目 次

I	策定の趣旨	3
II	基本方針	4
III	取組期間	4
IV	財政運営	
1	財政フレーム	5
2	行政施策	8
(1)	事務事業	8
(2)	投資事業	8
(3)	公的施設等	9
(4)	試験研究機関	9
(5)	県営住宅事業	10
(6)	教育施策（教育委員会所管）	10
3	収入の確保	11
(1)	県税	11
(2)	課税自主権	11
(3)	諸収入	11
(4)	資金管理	12
(5)	債権管理	12
(6)	県有資産の活用	12
4	公営企業、公社等の運営	13
(1)	企業庁	13
(2)	病院局	13
(3)	流域下水道事業	14
(4)	公社等	14
(5)	兵庫県公立大学法人	15
V	行政運営	
1	組織	17
(1)	本庁	17
(2)	地方機関	17
(3)	教育委員会	18
(4)	警察	18
(5)	その他行政委員会等	19
2	職員	19
(1)	定員	19
(2)	給与	19
3	新しい働き方の推進	19
4	人材育成	20
5	地方分権への取組	21
VI	不断の改革に向けた取組	22

兵庫県 県政改革方針

I 策定の趣旨

人口減少、急速な高齢化、多発する災害、地球温暖化、経済構造の変化等、多くの課題が山積する中、必要なことは失敗を恐れず、新たな挑戦を沸き起こすことである。

山積する課題一つひとつに、のびやかな試行錯誤を繰り返しながら、果敢に立ち向かい、時代を切り拓く「躍動する兵庫」を目指していくことが、県政推進の基本となる。

このため、旧来の手法や慣例、慣習にとらわれず、職員一人ひとりが行財政運営について自ら考え、自律的、多発的に施策・事業の創意工夫や変革の提案がなされるイノベーション型の行財政運営を目指し、新たな改革に挑戦する。

スクラップに重きを置く歳出削減型の改革ではなく、より施策実施の成果を重視し、有効な新たな事業内容や手法への見直しを図る、言わばビルドを重視した改革に取り組むことで、これまで県政が培ってきた強みは活かしつつ、時代の変化や県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政基盤を確立していく。

この改革を着実に実行し、県民と共にめざす「ひょうごビジョン2050」の実現に向けた新しい時代の県政を推進して、「誰もが希望を持って生きられる 一人ひとりの可能性が広がる『躍動する兵庫』」の実現を目指す。

Ⅱ 基本方針

次の基本方針に基づき、県政改革を推進するための取組を進める。

1 躍動する兵庫の実現

「ひょうごビジョン 2050」に掲げる「躍動する兵庫」をめざす姿として、その実現に向け次の3つの基本姿勢をもとに県政を推進していく。

(1) オープンな県政の推進

多様化する社会・経済課題への対応は、従来のように県行政のみで完結できるものではなく、民間や、他団体との連携を主軸とし、開放性の高いオープンな県政を推進する。

(2) 「誰も取り残さない」県政の推進

歴史や風土の異なる五つの国から成る兵庫において、都市部や多自然地域など多様な地域に暮らす全ての県民が安心して生活し働き続けられるよう、人に温かい県政を推進する。

(3) 県民ボトムアップ型県政の推進

現場主義を徹底し、県民との対話を広げていくことで、県政をより県民に近い存在とし、より多くの県民の主体的な活動を支え、県民とともに歩む県政を推進する。

2 持続可能な行財政基盤の確立

改革の着実な推進により、収支均衡と将来負担の軽減を図りつつ、時代の変化に的確に対応できる、持続可能な行財政基盤を確立する。

3 イノベーション型行財政運営の実現

職員一人ひとりが行財政運営について自ら考え、各職場から自律的、多発的に業務の創意工夫や変革の提案（イノベーション）がなされる県政を実現する。

(1) 「ビルド」を重視した行財政運営

新たな事業内容や実施手法への見直しに重点を置いた施策の改善を毎年度実施する。

(2) 成果を重視した施策立案手法の導入

データ等の合理的根拠に基づく政策立案 (Evidence-Based Policy Making) を原則とし、新規施策の立案にあたり、成果指標、目標、終期、継続基準を定める。

(3) 透明性向上のための外部評価の積極的活用

外部有識者による事務評価の手法を活用し、PDCA サイクルを実現する。

Ⅲ 取組期間

令和 10 年度までの期間

IV 財政運営

1 財政フレーム

財政フレームを策定し、県財政の中長期の見通しを示す。

令和6年度においては、長期金利の上昇が見込まれるものの、税収が改善するとともに経済成長率の上昇が見込まれることなどにより、令和10年度までの収支不足額総額は、昨年度の255億円から215億円に改善する見込み。

しかしながら、依然として収支不足額が生じていることから、更なる税収確保や自主財源の獲得、より効果的、効率的な事業展開など歳入歳出両面における改善を図るとともに、地方財政制度の活用により、毎年度の収支均衡を目指す。

このほか、ひょうご農林機構の分収造林事業や企業庁の地域整備事業会計における多額の債務への対応など財政運営上の大きな課題も残っている。また、病院事業については、物価高騰、受療行動の変化等により全国的にも経営環境が悪化しており、本県でも赤字基調となっていることから、経営改善の検討も必要である。

これらの課題に対して、令和6年度以降、県議会や県民との情報共有を徹底しつつ、抜本的な見直しに向けた検討を進める。

(1) 財政運営目標

区 分	令和10年度までの目標	最終目標
収 支	収支均衡を目指す	収支均衡
実質公債費比率 (単年度・3か年平均)	21%程度 〔地方債協議制度同意基準(18%)と 早期健全化基準(25%)の中間値(21.5%)未満〕	早期健全化基準(25%)内を 堅持しつつ、18%未満を目指す
将来負担比率	305%程度 〔R3見込(319.7%)をH20~H30行革期間の 縮減率(△2.1%/年)並で縮減(305.0%)〕	早期健全化基準(400%)内を 堅持しつつ、280%未満を目指す
経常収支比率	100%未満を維持	100%未満を維持

(2) 財政フレーム及び財政運営指標の見通し

① 財政フレーム（事業費ベース）

区 分	R5見込	R6当初	R7	R8	R9	R10	(単位：億円) 参 考		
							R11	R12	
県税等	9,350	9,470	9,620	9,715	9,795	9,865	9,930	9,995	
地方交付税等	3,890	3,605	3,785	3,900	4,000	4,070	4,120	4,130	
国庫支出金	2,375	1,615	1,810	1,605	1,605	1,625	1,635	1,610	
特定財源	7,260	7,580	7,235	6,435	5,735	5,200	4,570	4,185	
県債	1,130	1,010	1,190	935	855	850	855	855	
歳入 計	24,005	23,280	23,640	22,590	21,990	21,610	21,110	20,775	
人件費	4,410	4,610	4,435	4,595	4,440	4,555	4,430	4,520	
公債費	2,635	2,705	2,865	2,925	2,925	2,900	2,895	2,890	
県税交付金	1,860	1,875	1,875	1,895	1,910	1,925	1,935	1,950	
行政経費	13,045	12,340	12,420	11,590	11,205	10,710	10,295	9,875	
投資的経費	2,055	1,750	2,100	1,660	1,560	1,555	1,560	1,565	
歳出 計	24,005	23,280	23,695	22,665	22,040	21,645	21,115	20,800	
収 支	0	0	△ 55	△ 75	△ 50	△ 35	△ 5	△ 25	
収支不足総額							△ 215		

② 財政運営指標

(単位：億円、%)

区 分	R5見込	R6当初	R7	R8	R9	R10	参 考	
							R11	R12
収支不足額	0	0	△ 55	△ 75	△ 50	△ 35	△ 5	△ 25
実質公債費比率	17.7%	19.1%	20.8%	21.6%	22.3%	22.8%	23.5%	22.6%
3か年平均	16.4%	17.6%	19.2%	20.5%	21.5%	22.2%	22.9%	23.0%
将来負担比率	323.2%	322.3%	314.7%	311.5%	304.2%	297.9%	290.7%	283.5%
経常収支比率	97.2%	99.4%	96.8%	98.8%	96.5%	97.5%	96.3%	97.3%

※ 分収造林事業及び地域整備事業会計の債務処理（令和4年度末借入金残高：分収造林事業 約730億円、地域整備事業会計 約770億円）については、今後、処理年度や債務処理に活用可能な財源など具体的な対応方策を検討のうえ、その結果を財政フレームに適切に反映していく。

<参考>試算の前提条件（令和6年度当初予算をもとに以下の前提で試算）

区 分	試 算 方 法														
経済成長率	「中長期の経済財政に関する試算」（令和6年1月公表）におけるベースラインケースの名目経済成長率 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名目経済成長率</td> <td>1.7%</td> <td>1.0%</td> <td>0.9%</td> <td>0.8%</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	R7	R8	R9	R10	名目経済成長率	1.7%	1.0%	0.9%	0.8%
区 分	R7	R8	R9	R10											
名目経済成長率	1.7%	1.0%	0.9%	0.8%											
県 税 等	前年度見込額×経済成長率														
地方交付税等	(1) 基準財政収入額 前年度見込額に毎年度の県税等の増収額の75%等を加算 (2) 基準財政需要額 ① 個別・包括算定経費 前年度見込額に給与（定期昇給等を除く）及び社会保障関係費の歳出増加額に見合う伸び率を乗じて試算 ② 事業費補正・公債費 毎年度の算入見込額 ③ その他 地域社会再生事業費等は令和6年度当初予算と同額														
国庫支出金	社会保障関係費（国制度分）や投資事業費（国庫補助事業）などの事業費に対応した見込額														
特 定 財 源	各種貸付金の償還金などの見込額														
県 債	今後の投資事業量に応じた発行見込額														
人 件 費	(1) 職員給等 ① 定 員 ○一般行政部門の定員は、平成30年4月1日の職員数を基本とした令和6年4月1日の職員数 ○法令等により配置基準が定められている定員は、当該基準に基づく配置定員（教職員定数については、生徒数の減に伴う減を見込んでいる） ② 給 与 ○令和6年度当初予算時の単価に基づき、定期昇給及び新陳代謝を見込む ○人事委員会勧告に基づく給与改定率は、経済成長率の1/3と試算 (2) 退職手当 今後の退職者数の見込をもとに試算														
公 債 費	(1) 起債発行額 今後の投資事業費の計画額等に基づく発行見込額 (2) 発行利率 「中長期の経済財政に関する試算」（令和6年1月公表）におけるベースラインケースの名目長期金利 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名目長期金利</td> <td>0.8%</td> <td>0.9%</td> <td>0.9%</td> <td>0.9%</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	R7	R8	R9	R10	名目長期金利	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%
区 分	R7	R8	R9	R10											
名目長期金利	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%											
行 政 経 費	前年度見込額に直近の伸び等を踏まえて試算														
投資的経費	(1) 地方財政計画の水準を基本に事業費を確保 (2) 県庁舎等再整備事業については、本庁舎再編（解体、暫定緑地化等）に関連する所要見込額を計上（R6～R11）。なお、新庁舎整備事業については、R元年度に策定した県庁舎等再整備基本構想に基づく事業費を暫定緑地化後のR12年度以降に仮計上し、財政フレームに反映														

2 行政施策

(1) 事務事業

① 一般事業費

限られた財源で最大の効果が得られるよう、事業のスクラップ・アンド・ビルドなど、「選択と集中」を徹底し、効率的・効果的に施設の維持管理や各種事業を推進する。

② 政策的経費

時代の変化や国の制度改正、県と市町の役割分担等の視点を踏まえた見直しを徹底しつつ、各種事業を推進する。

見直しに当たっては、単に廃止・縮減するだけでなく、政策課題に対する新たな事業化の検討にも努める。

[見直しの視点]

ア 時代の変化、国の制度改正、地方財政措置、他の地方公共団体の事業実施水準、事業実績等を踏まえた事業内容の見直し

イ 市町への権限移譲や地財措置の状況、県補助の先導性の低下等を踏まえた県と市町の役割の明確化

ウ 民間活動分野の拡大等を踏まえた民間等との役割の明確化

エ 受益者負担の適正化等給付と負担の適正化

オ オンライン・ペーパーレス化の徹底など、ICTを活用した行政のデジタル化の推進

カ 事務事業評価の活用による事業コストや成果の検証、民間活力の活用等を通じた効率的な事業の推進

キ 国庫補助金等特定財源や自主財源の確保 等

③ 新規施策の展開

社会の変化を捉えつつ、県民と描く兵庫のビジョンのもと、地域創生戦略をはじめ各分野計画の具体化を図り、コロナからの創造的復興をめざし躍動する兵庫の実現にむけた施策を積極的に展開する。

④ 事務事業数

スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、事務事業数の見直しを行う。

⑤ 社会保障関係費

ア 社会保障関係費について、国の制度改正や本県の実情等を踏まえつつ、適切に事業を推進する。

イ 今後の社会保障関係費の増加に見合った地方の財源が確保されるよう、地方一般財源総額の充実・強化等を国に対し積極的に要請する。

(2) 投資事業

① 通常事業

ア 補助事業、単独事業について、地方財政計画の水準を基本とした事業費を設定する。

イ 補助事業について、計画的な事業推進に必要な国庫支出金を積極的に確保する。

② 緊急措置事業

ア 防災・減災対策など、本県の喫緊の課題に対し、国庫や地方交付税措置のある県債を活用することを基本に、事業費を確保する。

イ 国の経済対策について、本県の経済情勢等を勘案しながら適時適切に対応し、事業費を確保する。

③ 大型投資事業

将来的な財政負担も考慮のうえ、事業計画や事業実施について個別に検討する。

④ 災害復旧事業

災害復旧事業については、必要額を別途措置する。

⑤ インフラ整備の推進

ア ひょうごインフラ整備プログラムや各種分野別計画に基づき、県民ニーズを的確に捉え、頻発化する自然災害や社会基盤を取り巻く課題への対応など、緊急かつ重要な事業への重点化を図り、着実に事業を実施する。

「防災・減災」、「経済」、「持続」、「生活」を視点とし、限られた予算の中、より一層、選択と集中の徹底を図り、計画的に整備を推進する。

イ 建設企業等の健全育成と公共工事等の品質確保を推進する。

(3) 公的施設等

① 公共施設等の適正管理の推進

ア 県が所有する公共施設等について、社会情勢の変化等を踏まえながら施設の在り方の検証を行うとともに、「公共施設等総合管理計画」や各分野の個別計画に基づき、施設総量の適正化、老朽化対策、安全性の向上と適切な維持管理、施設等の有効活用を推進する。

併せて、道路・橋梁・上下水道など市町管理施設の老朽化対策等について人材面・技術面から支援するとともに、市町連携を推進する。

イ 改修・更新時において、感染症対策として抗菌設備等の採用、CO₂排出量を低減した省エネ型設備の導入、多様な働き方に対応した庁舎等におけるテレビ会議スペースなど、新たな社会ニーズに合わせた取組を推進する。

② 民間活力を活かした施設整備や管理運営の推進

ア 公共施設の新設、建替、大規模修繕等の実施にあたっては、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用するPFI制度等の導入を優先的に検討し、民間活力を最大限活かして、より効率的・効果的な施設整備や管理運営を推進する。

イ すべての指定管理施設で原則公募による指定管理者の選定を徹底する。また、指定管理者制度を導入していない県直営施設についても、公募による指定管理者制度の導入を検討する等、民間事業者等の参入を促す取組を推進して競争原理を働かせ、さらなる民間ノウハウの活用により運営の合理化やサービスの向上を図る。

運営にあたっては、事業者、所管課、外部委員による適切な評価システムを機能させることにより、効率的で質の高い管理運営水準を確保する。

(4) 試験研究機関

各機関の中期事業計画に基づき、先端技術の進展や県民ニーズの変化等を的確に捉えた業務の重点化や、弾力的な研究体制の整備、効率的・効果的な経営手法の徹底を図る。

(5) 県営住宅事業

① 県営住宅管理戸数の適正化

計画的に建替を行うとともに、集約・用途廃止を加速化し、管理戸数の適正化を図る。

② 県営住宅ストックの有効活用

耐震化やバリアフリー化、計画的な修繕による建物の長寿命化を推進するとともに、駐車区画数の適正化や入居率の向上を図るなど、県営住宅ストックを有効活用する。

③ 経営の効率化

入居率向上等による使用料収入の確保、民間活力を活用した効率的な管理運営、PFIを活用した建替事業の検討など、経営の効率化を推進する。

④ 新たな施策展開

福祉施策との連携、建替事業における市町との連携、子育て世帯の入居促進など、多様な需要に対応した施策を展開する。

(6) 教育施策（教育委員会所管）

① 「ひょうご教育創造プラン」の推進

「第4期ひょうご教育創造プラン」に基づき、本県の教育が目指すべき方向性や今後取り組むべき様々な課題に対応した教育施策の推進を図る。

② 公立小・中学校

国の35人学級編製の段階的導入及び小学校5・6年生への教科担任制に伴う加配措置の動向等を踏まえ、「兵庫型学習システム」を推進する。

なお、さらなる少人数教育の充実については、課題となる定数改善や学校整備等を踏まえて引き続き検討する。

③ 県立高等学校

ア 「県立高等学校教育改革第三次実施計画」に基づき、これまで取り組んできた学びとともに新たな学びを推進できるよう、魅力と活力あるひょうごの高校づくりを推進する。

イ BYOD（Bring Your Own Device：生徒自身で端末を用意し、学校・家庭での学習に活用すること）による1人1台端末環境での教育を展開できるICT環境整備を推進するとともに、「第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画」に基づき、施設の長寿命化改修や空調設備の設置など、安全・安心な環境整備を推進する。

④ 県立特別支援学校

ア 「兵庫県特別支援教育第四次推進計画」及び障害種別毎の特別支援教育のあり方検討に基づき、今後求められる特別支援教育を推進できるよう、学習支援、相談支援、学校間連携などに取り組む。

イ 児童生徒数の動向など地域の実情を考慮しながら、教育環境の整備に取り組む。

3 収入の確保

(1) 県税

① 県税収入の確保

県財政の歳入の基盤となる県税収入の確保を推進する。

② 税収確保対策の推進

ア 徴収歩合が全国平均を上回ることを基本とし、収入未済額の更なる縮減に向け、税収確保対策を推進する。

イ 県と市町との連携を推進するとともに、課税調査、滞納対策、不正軽油対策、納税環境の整備等の取組を強化する。

(2) 課税自主権

① 超過課税

法人県民税超過課税、法人事業税超過課税及び県民緑税等の超過課税については、充当事業を効果的に実施するとともに、税収動向や充当事業の実績、効果の検証を踏まえ適時見直しを行う。

また、社会経済情勢や県民ニーズ等の変化を踏まえ、充当事業の実績と効果を検証の上、今後の計画の必要性を検討する。

② 法定外税等

地域が抱える政策課題に対応するための財源確保や政策誘導の手段として、課税自主権の活用の可能性が拡大するよう国に対し提言しつつ、その活用を検討する。

(3) 諸収入

① 使用料・手数料

社会経済情勢の変化や利用者の利便性向上、受益と負担の適正化等の観点から使用料・手数料の適正化を図る。

② ネーミングライツ

対象施設の拡大や企画提案型募集の開始、イベントスポンサーの募集等により、ネーミングライツの導入を拡充・促進する。

③ 広告収入

県施設や広報紙、ホームページなど有形無形の資産について、広告媒体として積極的に活用し、広告収入を確保する。

④ ふるさと納税・寄附等

ア 個人からの寄附（ふるさとひょうご寄附金等）

寄附者の共感と賛同を得て寄附を集める魅力ある事業を検討するとともに、本県ならではの魅力的な返礼品の充実、効果的な広報・PRを展開する。

イ 企業等からの寄附（企業版ふるさと納税等）

企業に兵庫県の地域創生の取組への参画を促す魅力ある対象事業を充実させるとともに、本県にゆかりのある企業等への積極的な営業活動を展開する。

(4) 資金管理

① 資金調達

市場環境や投資家ニーズを捉えた柔軟な起債運営により、安定的かつ低利な資金調達を推進するとともに、発行年限の多様化やSDGs債の活用など、多様な調達手段を確保する。

② 資金運用

「兵庫県及び関連公社等資金運用方針」に基づき、歳計現金の収支状況に留意しつつ、保有する資金の安全かつ有利な運用を行うとともに、グループファイナンスの積極的な活用など、市場環境を踏まえた柔軟かつ機動的な資金運用を推進する。

(5) 債権管理

債権管理推進本部の下、債権毎の債権管理計画に基づいた債権の回収・整理を推進し、収入未済額を縮減する。

(6) 県有資産の活用

① 長期保有土地の処理

「長期保有土地の処理に関する基本方針」の下、利活用や売却等計画的な処理と適正管理を推進する。

[処理の基本方針]

ア 庁内、公社等での利活用

イ 地元市町等への売却、譲渡、交換、貸付

ウ 県、市町等での利活用が見込めない用地は民間売却を基本

エ 山林のうち、直ちに利活用が見込めない場合は、県有環境林として当面の間適正管理

オ 地元市町から取得要請等があった用地は、市町と連携して利活用方策の検討を推進

② 県有環境林の適正管理

直ちに利活用が見込めない山林について、地元市町との連携の下、適正管理を図りつつ、利活用方策を検討する。

③ 地元市町と連携した利活用の推進

地元市町から取得要請等があった用地など、地元市町との連携を図ることとした用地は、地元市町と協議調整を積極的に進め、利活用方策の検討を推進する。

④ 公舎

公舎について、入居率の動向や地域性等を踏まえ、公舎間の相互利用を図りながら、必要な見直しを図るとともに、計画的な維持管理を適正に行う観点から、入居料の改定を行う。

4 公営企業、公社等の運営

(1) 企業庁

① 経営改革の推進

令和5年度に策定した兵庫県企業庁経営戦略（令和6～15年度）に基づき、経営環境の変化に応じた経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る。

ア 経営状況の評価・検証

事業ごとに策定する投資・財政計画や評価指標等に基づき、中長期的な視点も含め、経営状況の評価・検証を行う。

イ 経営情報の透明性向上

資産評価の適正化や財務情報の適切な提供など情報の透明性の向上を図る。

② 地域整備事業

ア 地域整備事業のあり方検討

- ・中長期的に厳しい経営状況にあることから、「地域整備事業のあり方検討についての報告書（令和6年2月）」に示された基本的な方向性等を踏まえつつ、地域整備事業の意義や必要性、課題等を検証し、会計の存廃も含めて抜本的な見直しを行う。
- ・個別事業については、地元市町など関係者の意見も丁寧に聴きながら、今後の展開に向けた基本的な方針及びロードマップを検討していく。
- ・その際、地域の持続性の維持や活性化等、事業が担ってきた公益性に十分に配慮しつつ、県全体として事業のあり方を検討するとともに、議論の透明性確保に留意する。

イ 企業債償還財源の確保

企業債償還の本格化に伴う今後の地域整備事業会計の資金残高の状況を踏まえ、資金不足対策を早急に行う。

保有資産の売却、一般会計との貸借関係の整理、企業庁内での他会計からの資金融通による対策を行うほか、進捗調整地の活用・処分もあわせて検討する。

なお、進捗調整地の処理方針については、過去の経緯や公益性、県民負担を考慮しつつ、県全体として多様な視点で議論を進める。

(2) 病院局

① 経営改革の推進

「第5次病院構造改革推進方策」に基づき、DPC対応力強化や診療機能に見合った収益確保策を推進するとともに、物価上昇等により増加するコストの節減に努め、経常赤字の縮減を図る。

また、圏域ごとの医療需要を考慮した上で、適切な役割を果たすための抜本的な経営改革を検討・実施する。

② 医療の質の更なる向上

ア 診療機能の高度化

必要な医療機器の整備や診療機能・体制の拡充等により、診療機能の高度化を推進する。

イ 機能分化・連携強化

進行中の統合再編・建替整備を着実に推進し、高度専門・特殊医療の更なる充実を図る。各病院が担うべき役割や機能を明確にし、必要に応じた診療機能の最適化や関係機関との連携強化を推進する。

ウ 平時からの新興感染症への対応

兵庫県感染症予防計画を踏まえ、新興感染症流行時に医療を必要とする全ての県民が必要な医療を受けられるよう、重症患者等への重点化を基本とした役割の確実な遂行に取り組む。

③ 運営基盤の強化

医師に対する時間外労働上限規制の適用開始を踏まえ、働き方改革を進めながら、政策医療の安定的かつ継続的な提供、新病院整備に伴う診療機能の高度化等に対応するため、医師確保対策、看護師確保対策の取組を推進する。

(3) 流域下水道事業

① 自立・安定的な経営の確保

「兵庫県流域下水道経営戦略」のもと、中長期的な視野に基づく計画的な経営を推進する。

② 持続可能な事業運営の推進

ア 施設更新・維持管理については、経営戦略等の計画を踏まえ、計画的・効率的に推進する。

イ 国提案や下水道協会要望などの機会を最大限に活用した要望活動の継続的な実施により、必要な予算の確保につなげる。

(4) 公社等

① 公社等のあり方の見直し

社会経済情勢の変化や県民ニーズ、民間活力の積極的活用や民間との役割分担を踏まえ、公社等が担う行政サービスの必要性を検証し、県の公社等に対する財政支出や人的支援の適正化を図るため、外部委員会の議論も踏まえ公社等のあり方について検討し、存廃も含めてゼロベースで見直しを行う。

ア 分収造林事業のあり方検討

ひょうご農林機構の分収造林事業については、分収造林事業のあり方検討委員会の報告を踏まえ、県として今後の適正な森林管理及び債務整理の方針について検討し、事業の抜本的な見直しを図る。

② 公社等の運営の見直し

引き続き存続する公社等においても、真に遂行すべき事業に重点化を図るとともに、執行体制等を見直し、運営の更なる効率化を図る。また、運営の透明性の向上に向けた取組を推進する。

ア 経営の安定化

安定した経営を維持するため、執行体制や事業の見直しなど運営の合理化・効率化を推進する。

イ 職員数の見直し

環境の変化や、公社等の職員構成等の個別事情等を踏まえ、職員を適正に配置する。

ウ 給与の見直し

県の取組を踏まえつつ、公社等の経営状況等に応じて適宜適切に見直しを行う。

エ 県財政支出の見直し

県からの委託、補助事業等の検証や指定管理施設の原則公募化、事業の重点化等により、公社等への県財政支出の見直しを行う。

オ 運営の透明性の向上

情報公開や契約手続の適正化を徹底するとともに、監査体制の強化など経営の透明性の向上を図る。

③ 第三者委員会による点検・評価

外部有識者等で構成する第三者委員会において、専門的見地から公社等の今後のあり方等について、指導・助言等を行う。

(5) 兵庫県公立大学法人

① 魅力ある大学づくりの推進

ア 第二期中期目標の達成に向けた取組の推進

兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学の2大学がそれぞれの特色を生かしつつ、相乗効果を発揮できるよう、円滑な運営を推進する。

イ 兵庫県立大学

(7) 教育・研究充実のための大学改革の推進

第二期中期目標の達成を目指すとともに、将来構想の策定並びに次期中期目標・中期計画への反映を通じて、学部・学科の改編検討などの大学改革を推進する。

(4) 産学官連携など社会貢献の充実強化

リスクリング教育の充実や研究成果の社会実装の強化など、社会貢献機能強化に向けた取組を推進する。

ウ 芸術文化観光専門職大学

(7) 芸術文化及び観光の双方の視点を活かした教育・研究の推進

設置計画に定める教育課程等を完成年度まで着実に実施するため、中期目標・中期計画に定める取組を推進し、地域に根ざした教育研究活動を展開する。

(4) 大学を核とした地域連携による社会貢献の推進

地域の企業・団体、行政、地域住民等多様な主体と協働しながら社会貢献に関する取組を推進する。

② 自律的、効率的な管理運営体制の確保

ア 一法人複数大学制による運営の実施

両大学の情報共有や経営資源の相互利用などの連携を進め、教育・研究・社会貢献の各分野における高度化や相乗効果を発揮させる。

イ 大学の魅力向上に向けた戦略的な運営体制の確保

理事長、学長の連携を強化しながら、大学の魅力向上に向けた戦略的な経営を、設置者である県と密接に連携しながら推進する。

ウ 教職員の適正配置の推進

計画的な定員管理を進める中で、新陳代謝や質向上を図り、大学改革等に必要な人材を確保し適正に配置する。また、人員配置の適正化や教職員の任用形態の多様化の検討を行う。

エ 持続可能な財務構造の維持

設置者である県からの運営交付金等の算定基準に基づく適切な財務管理を行うとともに、大学としても共同研究や受託研究など自主財源の獲得に積極的に取り組み、持続可能な財務構造を維持する。

③ 高等教育の負担軽減

兵庫の若者が、学費負担への不安なく安心して希望する教育を受けることができる仕組みづくりを目的として、兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学において、県内在住者の授業料等を無償化する。

V 行政運営

1 組織

(1) 本庁

① 部

現行 12 部体制を基本とし、引き続き、政策課題への的確な対応や、所掌範囲と責任の所在の明確化、施策の効果的かつ効率的な執行を図る。

② 局・課室

部長を中心とする責任体制を構築し、責任所在の明確化と柔軟に課題対応するため、「部-課」制を基本としつつ、必要に応じて部の下に「局（室）」を設置する。

また、臨時的又は時限的な行政課題に柔軟かつ効率的に対応するために設置しているタスクフォースは、進捗に応じて整理・見直しを図る。

ア 局

業務の性質上必要な場合は、部の下に「局（室）」を設置する。

イ 課室

(ア) 多様化・複雑化する行政課題に、的確かつ迅速に対応するとともに、総務事務等を集中的に処理できる効率的な規模となるよう課室の大括り化を実施する。

(イ) ボトムアップ型県政の推進には、各部の政策立案・調整機能の向上が必要であることから、見直し後の各部に総務担当課を設置し、総務機能を強化する。

(ウ) その他、政策課題への適切な対応を図るため、施策推進に応じて、新設・再編を行う。

③ 本部体制

横断的な政策課題に柔軟かつ機動的な対応を図るため、本部体制を積極的に活用しつつ、必要性の低下した本部は見直し（統合、再編、廃止）を図る。

(2) 地方機関

① 県民局・県民センター組織の見直し

ア 現地解決型の総合事務所体制としての県民局・県民センター体制を基本とし、市町行政体制の進展や地域の実情等を踏まえつつ、地域課題に総合的かつ的確に対応する体制とする。

なお、県民局・県民センター体制のあり方については、引き続き、見直しを検討する。

イ 阪神南県民センターと阪神北県民局については、「阪神南県民センター・阪神北県民局の統合方針」に基づき「阪神県民局」としての統合に向け取り組んできたが、本県の財政状況やコロナ禍による働き方の変革などを踏まえ、伊丹庁舎の整備及び阪神県民局としての統合は一旦凍結し、「阪神県民局」としての統合は、これまでの統合方針やコロナ禍に起因する社会環境の変化等も踏まえながら、県民局・県民センター体制の見直しの中で検討する。

ウ 県民局・県民センターの各事務所については、地域の特色を活かした施策の推進、効果的・効率的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図られる体制とする。

なお、県民局・県民センター体制の見直しに合わせ、人口減少、広域課題への対応なども踏まえた見直しを検討する。

② その他地方機関

- ア 特定の行政課題に的確に対応できるよう、効率的・効果的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図られる体制とする。
- イ 中核市への児童相談所の移管の働きかけや、中央こども家庭センターの現地建替、移転については、引き続き検討する。

(3) 教育委員会

① 本庁

「ひょうご教育創造プラン」を着実に推進するため、高等学校教育、義務教育、特別支援教育などにおける教育課題等に横断的に取り組める体制の構築に取り組む。

② 教育事務所

6 教育事務所体制を基本とし、複雑化する学校課題（いじめや不登校、体罰や教職員の非違行為、保護者対応等）に対し、効果的・機動的に市町教育委員会や市町立学校への支援をするため、「学校問題サポートチーム」をはじめとした組織的な取組を実施する。
なお、市町との役割分担等を踏まえつつ、あり方については引き続き検討する。

③ その他

今後一層期待される生涯教育や生涯スポーツの発展に対応できるよう、教育委員会と知事部局との役割分担を踏まえた推進体制の構築を検討する。

(4) 警察

① 警察本部

治安情勢の変化等を踏まえ、専門的かつ広域的に対応できる体制の整備と充実を図る。

② 警察署

「警察署等再編整備計画」に基づき、警察署再編地域の治安情勢を検証し、更なる対策の要否を検討する。

③ 交番・駐在所

人員と施設の集約により、警察官を集中配置し、交番の機能強化を図る。

(5) その他行政委員会等

行政運営の公正を期するため設置された各行政委員会の設置目的を踏まえながら、引き続き、各々の特性に応じた専門性が発揮できる事務局の体制とする。

2 職員

(1) 定員

① 職員

ア 一般行政部門については、平成30年4月1日の職員数を基本としつつ、新たな行政課題・行政需要の変化に的確に対応できる業務執行体制を確保する。

定年引上げ期間中においては、一定の新規採用を継続的に実施するとともに、年齢構成の平準化に向け、経験者採用などを積極的に活用し、必要な行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる体制を確保する。あわせて、定年引上げに伴い60歳以降も働く職員の幅広い職務における活躍を促し、かつ、その多様な知識や経験を積極的に活用する。

イ 業務の効率的な執行や、職員のワーク・ライフ・バランスに留意しつつ、県民サービスの水準の維持・向上及び新たな行政課題や行政需要の変化に的確に対応できる人員配置とする。

ウ 法令等により原則として配置基準が定められている警察官、教職員、医療職員、児童福祉司等について、基準に基づき適正に配置する。

② 会計年度任用職員

スクラップ・アンド・ビルドの徹底や、業務のデジタル化等による業務改革を進めながら、業務量に応じて適正に配置する。

(2) 給与

① 特別職

ア 本県の財政状況を踏まえ一定の給与抑制措置を行う。

イ 給与制度について、社会情勢や本県の財政状況、国や他の地方公共団体等の状況を踏まえ、適切に対応する。

② 一般職

ア 本県の財政状況を踏まえ、管理職手当の減額を行いつつ、減額率については段階的な縮小を図る。

イ 給与制度について、人事委員会勧告を尊重することを基本に、社会情勢や本県の財政状況、国や他の地方公共団体等の状況を踏まえた見直しを行う等適切に対応する。

ウ 定年引上げ後の60歳に達した職員の給与等について、国及び他の地方公共団体との均衡等を踏まえ、適切に対応する。

3 新しい働き方の推進

新しい働き方推進プランに基づく5つの取組を推進し、県庁の組織パフォーマンスの最大化を図り、県民本位で質の高い行政サービスを実現する。

(1) 柔軟で多様な働き方の推進

テレワークや時差出勤・フレックスタイム制の更なる活用を進め、職員一人ひとりのライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方により、効率的・効果的な行政運営を推進する。

(2) 休暇・休業制度の活用促進

年次休暇や育児休業など休暇・休業制度の活用を促進し、職員の健康増進や育児・介護

等と仕事の両立を支援するとともに、男女がともに活躍できる職場づくりを推進する。

(3) 超過勤務の縮減

適切な労働時間の管理や業務の効率化等により超過勤務を縮減し、生み出した時間を活用して企画・立案など創造的な業務の充実や職員のワークライフバランスの向上を図る。

(4) ICT を活用した業務改革の推進

電子決裁の徹底や行政手続のオンライン化等、ICT を最大限生かして業務のペーパーレス化や行政手続の簡素化を促進し、県民等の利便性向上と職員の業務効率化を推進する。

(5) 職員の意識改革・職場風土の醸成

幹部職員による率先行動や職員研修等を通じて、職員の意識改革や職場風土の醸成を進め、全庁が一丸となって新しい働き方を推進する。

4 人材育成

新たな人材育成に関する基本方針を策定し、「求められる職員像」を定めるとともに、その実現に向け、採用、育成、配置、評価、処遇といった人事施策全般を通じた総合的な人材育成に取り組む。

(1) 優秀で多様な人材の確保

- ① 優秀で多様な人材の確保に向け、職員採用試験の見直しや採用広報活動の強化を行う。
- ② 多様化・複雑化する行政課題に的確に対応していくため、外部の優れた知見や民間ノウハウが活かせる分野・事業において、民間人材の県政への参画を積極的に促進する。

(2) 職員の能力向上

- ① 各職場における効果的なOJTの実施や、時代に即した研修計画の見直しを行うとともに、職員の能力向上に配慮したジョブローテーションを実施する。
- ② 職員の知識・経験の幅を広げるとともに、新たなネットワーク形成を進めるため、民間企業等との人事交流を積極的に推進する。

(3) 職員の意欲と適性を踏まえた人事配置

- ① 職員一人ひとりが高いモチベーションを保ち、最大限の能力を発揮していくため、庁内公募を実施するなど職員の自律的なキャリアビジョンを踏まえた人事配置を推進する。
- ② 専門的な知識や経験が必要な特定の業務分野については、スペシャリストを計画的に育成する人事配置を推進する。

(4) 職員の挑戦と成長を促す人事評価

職員にチャレンジングな業務への挑戦を促し、勤務実績を踏まえた適切なフィードバックを行う等、職員の更なる成長とモチベーションの向上に繋がる新しい人事評価制度を導入する。

(5) 女性活躍の推進

女性ロールモデルの情報発信や女性職員同士のネットワークづくり、キャリアアップ研修の充実等により女性職員のキャリア形成を支援するとともに、積極的な登用を行う。

5 地方分権への取組

(1) 地方分権改革の推進

- ① 国から地方への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し、自治立法権の拡充・強化や地方の負担となっている計画策定に関する規定の見直し等に向け、本県独自の働きかけに加え、全国知事会、関西広域連合や県地方六団体等とも連携を図りつつ、国への働きかけを積極的に推進する。
- ② 地方税財源の充実強化に向け、地方一般財源総額の充実確保、地方税体系の抜本的な見直し、デジタル変革の加速や脱炭素社会の実現に向けた税財政措置等を要請する。
- ③ 市町における専門人材の確保育成を図るため、人事交流や併任等を必要に応じて実施し、市町の意向や受入体制を勘案しつつ、県から市町への権限移譲を推進する。

(2) 関西広域連合による取組の推進

- ① カウンターパート方式による大規模災害発生時の被災地支援や、関西全域をカバーするドクターヘリの運行など、7つの広域事務を着実に実施する。
- ② 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、次なる感染症に備えた対策の充実・強化を図る。
- ③ 構成府県市の公設試と域内大学・研究機関など多様な機関との連携による「関西広域産業共創プラットフォーム事業」を推進し、中堅・中小企業の事業化支援など関西の産業力強化に取り組む。
- ④ 2025年大阪・関西万博に向けた取組、ワールドマスターズゲームズ2027関西JAPANの開催への機運醸成等について、構成府県市で連携協力し対応する。
- ⑤ 防災庁の創設や政府関係機関の地方移転など、国土の双眼構造の実現に向けた取組を推進し、国からの事務・権限の受け皿たり得ることを顕示する。
- ⑥ 第5期広域計画に基づき、広域課題解決に向けた対応の更なる深化を図るとともに、経済界や国、市町村など様々な主体と連携しながら、関西全体の活性化に取り組む。

(3) 規制改革の推進

- ① 関西圏国家戦略特区、関西イノベーション国際戦略総合特区、あわじ環境未来島特区を活用し、産業の国際競争力強化や地域活性化を推進する。また、国に対し更なる特例措置の創設を働きかける。
- ② 企業等の事業活動の妨げとなっている県及び県内市町独自の規制の見直しや、県民サービスの向上、行政のデジタル化の推進につながる行政手続の簡素化等に取り組む。

VI 不断の改革に向けた取組

1 ひょうご事業改善レビューの実施

イノベーション型の行財政運営の実現を目指す取組の一環として、「ひょうご事業改善レビュー」を実施し、外部有識者の意見等を踏まえて施策改善を図る。また、結果を公表することで県政の透明性を高め、県民ボトムアップ型県政を推進する。

2 県政改革方針の見直し

県政改革方針の見直しにあたっては、県議会、市町、関係団体、その他広く県民に対して丁寧な説明を行い、幅広い意見を取り入れながら、不断の改革に取り組む。

